

研究・調査プロジェクト報告

現代教化学部部門 (生死観・葬儀観PT)

成年後見制度と今こそ寺院の必要とされる時

研究員 岩田親静、蓮見高円、本間文裕

助言 囑託 石原顕正

一、問題提起

近年、檀信徒の高齢化や、跡継ぎの居ない檀信徒の増加、あるいは子供が別世帯になって独居老人となった方などが増えています。この様な方々の悩みは多種多様ですが、その一つに、もし自分が認知症になってしまった場合に、後の事(葬儀、墓地、財産など)を誰に任せればいいのかというものが有ります。

我々のグループでは、少子高齢化とそれに伴う認知症の増加への対策として、成年後見制度について調査しました。また、我々僧侶がそれにどのように関与できるのか、またそもそも関与すべきなのかについて論じたいと思います。

二、日本の現状と、後見人制度の必要性について

高齢化社会を通り越して超高齢化社会に既になっている日本

近年、日本は高齢化社会だという話題を良く耳にするようになりました。皆さんも身の回りで高齢化を実感してい

ると思います。しかし、現状がどの程度の高齢化率であり、将来的にどの程度の高齢化が進むのかという事を、把握しているでしょうか？

六十五歳以上を「高齢者」とし、その割合が、7%を超えると高齢化社会と言います。そして、14%を超えると高齢社会、21%を超えると、超高齢社会と呼ぶと定義されています。

日本は既に、1970年（昭和四五年）、高齢化社会（7・1%）になっています。それどころか、1995年（平成七年）には高齢社会（14・5%）、2007年（平成一九年）には、超高齢社会（21・5%）となっているのです。

つまり、高齢化社会は半世紀近く前に通り過ぎ、十年前には超高齢社会になっているのです。

二〇二五年問題

そして、数年後の二〇二五年の日本では、団塊の世代が七十五歳以上の後期高齢者となります。

これにより、国民の三人に一人が高齢者、五人に一人が後期高齢者という、「超・超高齢社会」を迎えます。これがいわゆる「二〇二五年問題」です。

高齢化に伴う認知症の増加

また、高齢化に伴い、高齢者の認知症の問題も大きくなりつつあります。

平成二七年に厚生労働省が発表した報告によると、次の通りです。

（認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン））

（認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて）

我が国における認知症の人の数は二〇二二（平成二四）年で約四六二万人、六五歳以上高齢者の約七人に一人と推計されている。正常と認知症との中間の状態の軽度認知障害（MCI: Mild Cognitive Impairment）と推計される約四〇〇万人と合わせると、六五歳以上高齢者の約四人に一人が認知症の人又はその予備群とも言われている。また、この数は高齢化の進展に伴いさらに増加が見込まれており、今般、現在利用可能なデータに基づき新たな推計を行ったところ、二〇二五（平成三七）年には認知症の人は約七〇〇万人前後になり、六五歳以上高齢者に対する割合は、現状の約七人に一人から約五人に一人に上昇する見込みとの結果が明らかとなった。

平成二十七年一月二十七日

厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000072246.html>

この様に、わずか数年後の二〇二五年には、六五歳以上高齢者の五人に一人が認知症になると予測されています。さらに、軽度の認知症も含めれば、全日本国民の一〇人に一人が認知症になると予測されています。

それ故、認知症への対策は喫緊の課題であると言えます。

少子化に伴う人口減少↓支援の手が足りなくなる

一方、少子高齢化と一括りにされて議論されがちですが、少子化も深刻な問題です。

内閣府発表の「高齢社会白書」によれば、日本の人口は二〇二五年には約一億二千万人、一五歳～六四歳の生産年齢人口は、約七〇〇万人に減少します。

つまり、単純計算で、生産者一・七人で一人を支えねばならない時代が迫っています。更には、生産者の一〇人に一人は認知症の人を支えねばならないことになります。

高齢者の増加＋認知症の増加＋少子化＝支える負担の増加

このような近未来の将来予測をした場合、高齢者の増加に伴う認知症の増加と、少子化による生産年齢人口の減少から、認知症患者に対する支援の手が足りなくなる可能性が非常に高い事が分かります。

認知症になって困る事

さて、認知症になって判断能力が低下した場合、何が困るのでしょうか？ 様々な問題がありますが、例えば、次のようなものが考えられます。

- ① 自分一人で適切な財産管理ができなくなる。
- ② 契約の内容が理解できず、老人ホームなどに入れない。
- ③ 詐欺などに引っかかってしまう。
- ④ 郵便物が理解できず、年金などの申請が出来ずに損をする。
- ⑤ 相続など、重要な内容が自分だけ理解できず損をする。

このように、認知症になって判断力が低下すると、様々な「困ったこと」が生じ、不利益を被る可能性があります。このような状況に対する解決法の一つに「成年後見制度」があります。

三、成年後見制度

成年後見制度とは

法務省による成年後見制度の解説は次の通りです。

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

法務省 成年後見制度

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji7.html#a10>

簡単に言えば、判断能力が低下した方の判断能力を成年後見人が補うことで、ご本人が生活やお金の事で困らないように支援する制度なのです。（なお、知的障害や精神障害などの理由も含まれていますが、それは別の問題として今回は扱いません。）

さて、成年後見人に出ることと出来ない事は何であり、成年後見人が付くことで、どうなるのでしょうか？

成年後見人の義務と権利

成年後見人には、義務と権利が定められています。

義務

① 財産管理 本人の財産を適切に管理する義務

② 身上監護 本人の身上に配慮する義務。本人の代わりに介護サービスの契約などを行い、本人が安心して生活できるように調節。

権利

① 代理権 本人に代わり、代理人となって事務を行う権利

② 同意権 本人が一定の重要な行為（借金、不動産の売買、相続など）を行う時に、同意をする権利

③ 取消権 後見人の同意なく本人が行った不利益な行為を取り消す権利

これらの義務と権利により、前述の「困ったこと」が、後見人によって次のように解決できるようになります。

- ① 本人に代わり、必要な払い出し、支払いに応じ財産を管理する。
- ② 本人に代わり、契約などの内容を聞き、老人ホームの契約などを結べる。
- ③ 本人が不利益を被る契約をした場合（詐欺など）、取り消しをする。
- ④ 本人に代わり、郵便物の内容を確認し、処理する。
- ⑤ 本人に代わり、相続手続きなどを行い、本人の財産を確保する。

成年後見人には出来ないこと

その一方で、後見人には出来ない事もあります。

- ① 医療の同意（手術や輸血、延命措置をお願いすること）
- ② 病院入院の際など、身元保証人になること。

③ 結婚・離婚をすること（一身専属的なもの）

④ 直接介護を行うこと（介護サービスの契約を行う）

特に①の医療の同意は現場でも困っており、身寄りがない方の場合、医師が同意を得る相手がおらず、後見人に聞いてくる場合がありますが、後見人にはその権利が無い為、お互いに困ってしまうそうです。

②の身元保証人については、逆に言えば、借金などを肩代わりさせられることもないわけです。ただ、亡くなった後に、後見人が親族や死後の事務委任を受けているなどの特別な立場にない限り、後見人が遺体の引き取り手にはならないという意味でもあります。

成年後見人にはだれが選ばれるのか

まず、**成年後見制度**には、大きく分けると、「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」の二つが有り、それぞれ後見人の選び方とされる人が違います。

①**法定後見制度**では、本人の判断能力が低下し、**認知症**になった『**後**』に、成年後見人等が『**家庭裁判所**』によって選任されます。（なお、**法定後見制度**は更に、被後見人の判断能力の程度に応じて「**後見**」「**保佐**」「**補助**」の三つに分かれています。）

法定後見人としては、**本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家、その他第三者や、福祉関係の公益法人その他法人**が選ばれる場合があります。

②**任意後見制度**では、本人が十分な判断能力があるうち、**認知症**になる『**前**』に、将来判断能力が不十分な状態にな

った場合に備えてあらかじめ、『本人が選んだ』任意後見人に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務についての代理権を与える契約「任意後見契約」を公証人の作成する公正証書で結んでおきます。本人の判断能力が低下したと判断された時、任意後見人が契約に従い、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、後見人として活動します。ですから、監督人が選任されるまで、後見人としての活動はできません。一般的に、この監督人の選任には一〜三カ月を要します。

なお、任意後見契約を結んでいても、本人の状況を把握していなければ、いつ後見を開始していいのか分からなくなってしまいます。その為、任意後見の契約内容によっては、任意後見人になるまでの期間を「見守り期間」として定期的に見守り活動を行う場合もあります。

任意後見人としては、未成年者や破産者などを除き、基本的には誰でもなる事が出来ます。よって、法定後見人などと同じような親族や法律・福祉の専門家、福祉関係の公益法人その他法人などの他に、友人や知人などがなる事も可能です。

つまり、任意後見人なら、菩提寺の住職でもなれるわけです。

後見人の現状

このように、法定、任意のいずれでも、親族がなる事が可能です。

では、後見人には、親族がなる事が多いのでしょうか？ 具体的に、後見人にはどのような人がなっているのか、「最高裁判所事務総局家庭局編 成年後見事件の概況 平成二十八年度版」を見てみましょう。近年五年間で、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあります。その大部分は、法定後見人（判断能力が低下してから家庭裁判所が選任）で占められており、任意後見人（認知症になる前に契約）は僅かです。

次に、成年後見人に選任された人と本人との関係を見てみると、意外なことに、親族は約二八・一％に過ぎず、親族以外の第三者が全体の約七一・九％を占めています。親族以外の第三者の内訳は、弁護士・司法書士・社会福祉士が大半です。

しかし、わずか五年前の平成二三年度の報告書を見てみると、親族が全体の過半数、五五・六％を占めています。親族以外の第三者は、全体の約四四・四％です。

更に、十年前の平成一八年では、親族が約八割を占めていました。

このように近年親族の成年後見人が減少しています。これは、親族による不正が多発したため、家庭裁判所が選任する法定後見人では親族が選任されにくくなったためです。また、親族が選任されても、不正を監視する為の「後見監督人」が選任される件数も増加しています。（なお、不正と云っても、「親のお金だからちよつと借りただけ」といった知識不足によるものが大部分です。）

このように、家庭裁判所が法定後見人の選任を、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家に任せるようになってきているのが、ここ数年の現状です。

職業後見人

弁護士・司法書士・社会福祉士などの、親族ではない専門職従事者による後見人を、とくに「職業後見人」と呼んでいます。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（司法書士）、社団法人日本社会福祉士会の成年後見センター・ばあとなあ等、団体で取り組んでいる例もあります。

これまで述べたように、認知症の増加や、法定後見人として親族ではなく職業後見人が選任されるケースが増えることにより、職業後見人の需要は年々増加しています。弁護士・司法書士・社会福祉士以外の士業（行政書士など）

や団体等も後見人養成を行っており、今後増加する後見人需要に対応しようとしています。

しかし、こうした職業後見人の数は需要に対して数が足りていないのが現状です。

また、職業後見人に対しては月額およそ三〜五万円の報酬を本人の財産から支払う必要があります。このため一定の資力がないと職業後見人を付けることができないという問題が生じています。

市民後見人

このような職業後見人の不足から、親族でも友人知人でもなく専門職従事者でもない一般市民を、後見人（市民後見人）へと養成する動きもあります。地方自治体や社会福祉協議会などが市民後見人の養成講座を開催しています。

報酬についても職業後見人に比べて安く、実費の他は、月一万円程度で行われているようです。

ただ、専門職ではなく、善意の一般市民にすぎない市民後見人の能力担保を、どう図るのかが課題とされています。

《参考》

市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう。

成年後見関係事件の概況 平成二十八年一月〜十二月

最高裁判所事務総局家庭局

お寺が頼られる時代が来ているかも？

さてここまで、高齢者が激増する二〇二五年問題、それに伴う認知症の増加、それらの対策であるはずの成年後見人制度自体で人手不足になっている現状などを見てきました。このような状況に、もしかすると、我々僧侶が頼られる時代がすぐそこまで来ているのかもしれないかもしれません。皆さんも、独身や独居の高齢者の檀家さんから、「自分がボケた後の面倒を見てくれないか」と言われたことはありませんか？

しかしながら、お寺の住職だからといって、所詮は家族でもない赤の他人に過ぎません。赤の他人である以上、いくら本人に頼まれたからといって、我々が乗り出して行って関わる法的根拠はありません。かといって、家庭裁判所に法定後見人として選任されることも無いでしょう。

そこで、事前に「任意後見」の契約を結んでおけば、いざ認知症になった場合に、任意後見人となることができ、檀信徒の「後の事は頼む」という願いに応えて、檀信徒の力になれる法的根拠が得られるのです。

四、先行事例紹介

互井観章上人の体験談

先行事例として、檀信徒の任意後見人となっている、経王寺御住職互井観章上人のお話を御報告いたします。

ケース① A子さん

A子さんは、十四人兄弟の長女であり、三度結婚・離婚をしましたが、子供はいませんでした。平成二五年に体調を崩し入院すると、弟の妻・姪により強制的に老人ホームに入所させられてしまいました。身体は衰えていたものの、頭脳は明晰でしたので、一週間ほどで自宅に帰ってきました。帰宅後、弟の妻や姪と金銭的なトラブル等もあり、絶

縁してしまいました。また同時期、別の弟が亡くなり、喪主となったことで、自分の死を考えるようになり、互井上人に相談しました。

まず「弟の妻と姪に財産を分与する」となっていた遺言公正証書を書き直し、全部をお寺（互井上人個人ではなく宗教法人）に遺贈することにしました。次に、互井上人に任意後見人になることを依頼し、「任意後見契約公正証書」を作成しました。

ここから、互井上人は後見人予定者としての「見守り期間」に入り、見守り活動として毎月一〜二回、一時間ほど離れたA子さんの自宅まで訪問し、定期的に状態を確認していました。平成二八年三月、A子さんは脳梗塞で倒れ、半身麻痺となりました。そこで互井上人は、任意後見人として活動する為に、同年四月に任意後見監督人選任の申し立てを行いました。しかし、監督人が選任されるまで一〜三月ほど掛かります。A子さんは五月に心不全で亡くなられてしまい、結局、任意後見人として活動する事はありませんでした。

ケース①の反省

互井上人の感想としては、まず、脳梗塞で入院された時に医師に治療の方針や「延命治療はしますか？」などと聞かれて困ったそうです。そもそもそのような権限は後見人にはないので、「以前にこういうことを言っていたことがあった」程度の話をするしかできなかったそうです。このことから、事前に治療の方針や尊厳死宣言を書いておいてもらっておけばよかったですと反省していました。

また、後見人は生存中の財産管理しかできないため、亡くなった後のことに関して後見人としては関与することが出来ません。このケースでは、遺言書で頼まれていた為亡くなった後も干与できたそうですが、「死後の事務委任」として明確に受けておけばよかったですと反省していました。

さらに、任意後見監督人選任の申し立てをするにあたり、その時点での全財産を把握する必要があります。しかし現実には、銀行口座や、不動産、株式などを全て把握することが難しく、不調を確認してから申し立てまでに時間がかかってしまいました。このことから、最初に任意後見契約公正証書を作成した時点で、全財産の財産目録を作成して置き、銀行の通帳や印鑑などの場所も聞いておけばよかったですと反省していました。

初めてのケースでもあり、わからないことも多く、そもそも檀家さんの後見人になること自体に不安があったそうです。また、A子さん以外にも多数の独居高齢者の檀家さんがいらっしやるので、多くの方から頼まれるようになってどうしようという不安や、財産の管理や介護施設の選定・契約など、手続きはどうすればいいのか、後見人として何が出来て何が出来ないのかよくわからないなど、非常にストレスの多い毎日だったそうです。

その一方で、見守り活動期間中では、お坊さんと言うだけで非常に信頼してもらえ、市役所等で手続きを行ったりする際や、ケアマネージャーさんや近隣の住民の方などの関係者との繋がりを持ったり、後見人予定者であることを認識してもらったりする場面でスムーズに行くことが多かったそうで、僧侶の信頼性はまだまだあるのだと感動したそうです。

ケース② B夫さんとC子さんご夫婦

B夫さんとC子さんご夫婦に子供はおらず、それぞれ兄弟もなく、二人きりで生活をしていました。

平成二六年にB夫さんが認知症の疑いで入院し、C子さんも病気で入院してしまいました。この際、老後の面倒を見てもらう予定にしていた親族とお金の事で揉めてしまいました。その為、互井上人に相談があり、翌年の平成二七年にお二人との任意後見契約公正証書を作成、遺言公正証書も書き換え、見守り期間に入りました。

平成二八年四月に、C子さんが心不全で緊急入院しました。認知症を発症していたB夫さんは一人では生活できな

い状態であるにもかかわらず、ショートステイに行くことを拒否、ケアマネも勝手に断ってしまいました。そこで、C子さんの入院した病院にB夫さんも入院させてもらうことにしました。

同年五月に互井上人は、B夫さんの任意後見監督人選任の申し立てを行いました。C子さんについては、身体は集中治療室に入らなければならないほど病んでいるものの、意識ははっきりとしていたため、申請はできませんでした。二カ月後の同年七月にB夫さんの任意後見監督人が決定し、互井上人はB夫さんの任意後見人としての活動をスタートしました。現在お二人は、有料老人ホームに入所して生活をされています。

ケース②の反省

このケースでは、まず監督人との初回の監督調査のときに注意を受けました。ご夫婦とはいえ、B夫さんとC子さんは別人なので、二人の財産は別のものとして扱わなければなりません。同時に二人の後見人となってしまうことは問題があるそうです。例えば、B夫さんの後見人としては、妻であるC子さんに頼まれても、夫のB夫さん名義の通帳からお金をおろす事が出来ません。そしてもしこの時、同時にC子さんの後見人にもなっていたら、一体どっちの都合を優先すべきか、判断が難しくなります。

また、監督人が付くため、監督人が不必要とした支出も出来ません。例えば、C子さんは以前から、病院の医師に時季折々の付け届けを欠かさなかったそうです。しかしこの付け届けはB夫さんにとって不必要な出費とされてしまい、B夫さんの口座からは支出することができなくなりました。ただ、C子さんが入院した際に、通常なら治療の必要が無いB夫さんは入院できないはずなのにもかかわらず、付け届けをしていた医師の便宜によって一緒に病院に入院させてもらえたそうです。このことを考えると、B夫さんにとって本当に必要な支出なのか、疑問に思わなくもありません。

二人が入所してしまった為に、自宅が空き家になりましたが、その処理に困っているそうです。名義がB夫さんになっていたので、Cさんが空き家になるなら売りたいと思って、B夫さんの後見人としては、財産を守るのが仕事なので簡単には家を売る事が出来ません。

この様に、ご夫婦の場合、夫婦の財産はあらかじめ整理して分けておき、後見人も別々の人にしておいた方が良いでしょう。

なお、後見人としてのお手当は月額一万円を受けているそうです。交通費・事務通信費などの実費は別に出ます。また、後見人として認められるまでには一〜二か月のタイムラグがありますが、その期間には、一時的に立て替えなければならぬ支払いも多かったです。

二つの事例を踏まえて

このように、任意後見人になるには資格は必要ありませんが、実質上としては、諸々の事務手続きをする時間的余裕と、それなりの財産的余裕が必要だそうです。

また、後見人を引き受けるには、

- ① 任意後見契約公正証書（任意後見人になるための必須書類）
- ② 死後事務委任公正証書（本人が第三者に対し、亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨、埋葬などに関する事務等についての代理権を付与して、死後事務を委任する契約）
- ③ 尊厳死宣言公正証書（回復の見込みがない末期状態にあるとき、延命のためだけの治療を中止し、人間としての尊厳のもと、生に終止符を打つことをあらかじめ宣言しておく）

④ 遺言公正証書（いわゆる遺言書）

の四点セットを作成する事を互井上人は勧めていました。

なお、成年後見人に関する相談は、本人がお住いの地域の役所や、社会福祉協議会、家庭裁判所などに相談窓口があります。公正証書は、お住まいの地域の公証役場で作成するか、公証人に来てもらって作成します。

更に、いざ任意後見監督人選任の申し立てをする際にスムーズに行くように、財産を整理し、複数の銀行を一つに纏めて、財産目録を作成し、銀行の通帳・印鑑、保険証、手紙、鍵、マイナンバーなどの保管場所も把握しておき、いざという時に慌てないように事前に準備を整えておく必要性を語っていました。

最後に、互井上人は、「後見人はお坊さんの仕事ではない」とおっしゃっていました。非常に煩雑で手間も時間もかかり、知識も必要であり、金銭的にも負担があり、責任も重くストレスがかかります。専門家である弁護士や行政書士、市民後見人などもおり、わざわざ進んでお坊さんがやる必要はないそうです。

しかしながら、お坊さんだからこそ頼られて、このような話が来るのであるし、お坊さんだからこそ周囲の人に信頼されて仕事がスムーズに行く場面もあるし、「お坊さんがやらざるを得ない仕事でもある」と語っていました。

五、成年後見制度の問題点と課題

これまで見てきたように、現在の成年後見制度にはいくつかの問題点があります。これまでに出てきた問題点をまとめてみましょう。

まず、医療の同意が出来ない点です。尊厳死問題など、判断を現場で求められた場合などにも、後見人には権利が無く、せいぜい昔の話をする程度しか出来ません。これに対応するためには、後見人制度ではなく、尊厳死宣言などが必要となります。

増加する認知症の需要に職業後見人の数が不足になりつつあり、後見人候補を増やす事も課題です。一方、後見人

による不正が絶えず、後見人の資質の向上も必要です。

また、必要な出費か否かを本人ではなく、法定後見人や監督人が決めてしまう事も問題があると思います。医師への付け届けが出来なくなったC子さんもそうでしょう。後見人は、本人の財産や身体は守ってくれますが、本人の生きがいや満足感にまでは手が回らないようです。

また、成年後見人は、基本的には、生きている間だけしか関わられません。死後の財産処分や葬儀などに関しては、遺言書や、死後事務委任が必要となります。

六、その他

イオンの身元保証

最近、イオンライフ株式会社は、葬儀の運営のみならず、イオンの身元保証と題して、家族に代わって病院への入院、福祉施設・賃貸住宅への入居の際の身元保証人引き受けから、日々の生活支援、ご逝去後の葬儀・納骨・死後事務支援までをサポートするサービスを始めました。あらかじめイオンと契約し、信託会社に預託金を預けておき、そのお金の範囲でサービスを受ける形になるようです。初期費用九〇万円、年額一万円、生活支援費一時間当たり四六千円、オプションとして葬儀・納骨・死後事務支援費五〇万円などの費用が掛かるそうです。

家族信託

成年後見人制度に似た制度としては、家族信託制度があります。保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族に託してその管理・処分を任せ、その資産から得られる利益は本人が受けとるという制度です。成年後見人の場合には、合理的理由の無い財産処分は不可能であり、古くなった家の建て替えや、売却などの資産運用は出来ませんが、

家族信託であれば、契約の範囲内で資産を運用できる点が異なります。

ただこの制度は、信託すべき財産があり、信頼できる家族がいないと使えません。

七、まとめ

近年、後継者や親族がいない、あるいは居ても仲違いして居ないも同然と言う方が増えてきたように思います。それに伴い、認知症になったらどうしようかと不安を抱えている方も増えたように感じます。このような悩みに、我々はどう関わって行けばいいのでしょうか？

成年後見制度は、人間一人の人生を預かるものであり、知識もお金も時間も必要であり、非常に大変で気軽には受けられないものです。しかし同時に、成年後見制度は人々の人生の晩年に訪れる不安を取り除く行為でもあります。抜苦与楽、慈悲の行為こそが大乗仏教の眼目の一つであるならば、我々僧侶が関わって行かなければならない分野の一つなのかもしれません。

互井上人が仰っていたように、「後見人はお坊さんの仕事ではない。しかし、お坊さんがやらざるを得ない仕事でもある」のではないのでしょうか。

葬儀の簡素化、直葬などが増えてきた昨今、我々僧侶は、葬儀だけに関わればいい時代ではなくなっていると思います。葬儀より前の時点から、臨終の前、老後から、あるいはもつと前から関わって行く必要があるのではないのでしょうか？

かつて寺院は、誕生から死後まで、すべてに関わっていました。我々もそこに回帰していく必要があるのではないのでしょうか？

参考文献

- Wikipedia—成年後見制度
- Wikipedia—日本の人口統計
- Wikipedia—高齢者
- 成年後見制度利用促進委員会（内閣府）
- 高齢社会白書（内閣府）
- 成年後見制度（法務省）
- 認知症政策推進総合戦略（厚生労働省）
- 成年後見関係事件の概況（最高裁判所）
- 日本の将来推計人口 平成二九年推計（国立社会保障人口問題研究所）
http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp29_gaiyou.pdf
- 「二〇二五年問題」をご存知ですか。（週刊現代 現代ビジネス 講談社） <http://gendai.ismedia.jp/articles/-/48254>
- 成年後見の不正、見張り人急増 家裁の選任が最多四八〇〇件（日本経済新聞）
https://www.nikkei.com/article/DGXLASDGI3HCD_X10C17A1CC1000/
- 任意後見契約（日本公証人連合会） <http://www.koshonin.gr.jp/business/b02/>
- 任意後見の証書作成件数が一万件超える（産経ニュース） <http://www.sankei.com/life/news/160930/lif1609300037-n1.html>
- 任意後見契約が過去最多に…背景に「身近に頼れる人がいない」（介護ほぐ） <https://p-kaigo.jp/news/15717.html>
- 八街市社会福祉協議会主催第四回終活セミナー配布資料（有）アラキ
- イオンライフ株式会社 身元保証 <https://www.aeonlife.jp/totalsupport/surety/>
- 家族信託普及協会 <http://kazokushintaku.org/>